平成２３年（フ）第５４８７号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２―1011号
債務者　田中　真理
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９５号
大阪府茨木市新中条町８番19―617号
債務者　増谷　栄司
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９９号
大阪市西成区梅南３丁目７番30号　湯田方
債務者　岸田　義雄
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０３号
大阪市西成区北津守１丁目３番２―404号
債務者　沼島谷弓子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７０号
大阪府茨木市天王１丁目３番24号　新和ハイツ、住民票上の住所大阪府茨木市大同町６番21号
債務者　安原　弘一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２４号
東京都府中市住吉町５丁目９番地の３高野荘102
債務者　岸本　邦彦
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０００号
東京都八王子市下柚木３丁目４番地３―601
債務者　佐藤真知子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３３８号
横浜市戸塚区平戸１丁目29番６―301号
債務者　清水　愼二
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７４号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番１―306号公団住宅
債務者　山口　　博
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００８号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―202号、住民票上の住所横浜市旭区白根３丁目17番32号
債務者　木下　琢磨
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６０号
横浜市南区吉野町５丁目28番地２　三進興行ビル303号
債務者　池上　一男
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８４号
神奈川県大和市下鶴間2773番地１
債務者　藤森千代子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３５号
横浜市鶴見区梶山１丁目15番17号　石川ハイツ101
債務者　須長　　章
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３６号
横浜市南区中里３丁目４番49号　アーク中里102
債務者　柴田　真弓（旧姓荒屋）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９８号
釧路市新橋大通９丁目２番４号
債務者　藤代　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３９４号
静岡県磐田市鳥之瀬176番地１　ＶＰマンションⅢ―3101号
債務者　堀内　保子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係